

平成29年度福祉の職場体験事業実施要項

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

1 目的

小・中・高校生及び福祉の仕事に就労を希望する者、関心を有する者に対して、社会福祉施設等の職場を体験する機会を提供し、実際の職場の雰囲気やサービス内容等を直接知ることによって、体験者の業務への興味・理解を深めるとともに、福祉職場への人材参入を促進する。

2 対象者

小・中・高校生及び福祉の仕事に就労希望や関心を持つ者

3 実施体制

〔主催〕 山口県

〔実施主体〕 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 福祉人材センター（以下「県社協」という）

〔後援〕 山口県教育委員会

〔協力〕 山口県老人福祉施設協議会 山口県デイサービスセンター協議会

4 職場体験の内容等

(1) 職場体験の内容

「職場体験」とは、本事業の目的に沿って、施設利用者に対する支援（介護、介助、話し相手、散歩の付添い、交流等）、施設で行われる諸行事への参加・支援、施設の職員が行う業務（掃除、洗濯等）の補助等、職場の体験を受け入れる施設の種類の種類、業務の内容等に応じ、幅広いものとする。

(2) 職場体験の種類

職場体験は、「個人」と「団体」の2種類とする。

(3) 職場体験を行う施設

職場体験を行う施設は、「職場体験」の申込者希望を考慮した上で受入可能な施設（以下「受入施設」という）とする。

(4) 職場体験の期間等

〔体験期間〕 平成29年6月1日（月）から平成30年2月28日（水）

ただし、インフルエンザ等の感染症の流行期は除く。

〔申込期間〕 平成29年6月1日（木）から平成30年2月28日（水）

〔日数等〕 下表のとおりとし、同一事業所につき1人（1団体）1回を限度とする。

ただし、事業種別が異なれば同一事業所での複数体験は可能とする。

体験の種類	日数	時間
個人	10日以内	半日（4時間以内）
団体	5日以内	一日（8時間以内）

5 県社協の主な業務

県社協は、次の業務を行うものとする。

(1) 調整及び通知

- ① 「福祉の職場体験申込書」を受けた時は、体験希望者（個人、団体）及び受入施設等との日程調整や受入人数等の調整を行う。
- ② 体験希望者（個人、団体）及び受入施設等へ「福祉の職場体験決定通知書」（様式2、3）を送付する。

(2) 職場体験受入費用の支払事務

受入施設等からの「請求書」（個人用・5名以下の団体用：様式4-1、6名以上の団体用：様式4-2）に基づき、職場体験受入費用を支払う。

(3) 変更及び取消

職場体験の決定について、変更又は中止の申し出があったときは調整を行う。

6 受入施設等の主な業務

受入施設等は、次の業務を行うものとする。

(1) 職場体験プログラムの作成

受入施設等は、事前に体験者（個人、団体）と調整を行う。

(2) 受入施設等の都合により変更が生じた場合は、速やかに届出を県社協に提出する。

(3) 職場体験受入費用の請求

受入施設等は、事業終了後、2週間以内に「請求書」（個人用・5名以下の団体用：様式4-1、6名以上の団体用：様式4-2）を県社協に提出する。

7 職場体験者の責務

職場体験者の責務等は、次のとおりとする。

(1) 職場体験を希望する者（個人、団体）は所定の「福祉の職場体験申込書」（個人用：様式1-1、団体用：様式1-2）により、体験希望日程2週間前までに本会に申請する。なお、申請は、受入予定施設からの申請も可能とする。

(2) 職場体験を決定された者がやむを得ない事情により体験を中止する場合には、「福祉の職場体験辞退届」（様式6）を県社協に提出する。

(3) 職場体験者は、体験終了後、10日以内に「職場体験終了報告書」（個人用：様式5-1、団体用：様式5-2）を県社協へ提出する。

(4) 職場体験中に知り得た利用者等の個人情報について適切な管理を行い、個人情報を保護し、職場体験終了後も同様とする。

(5) 受入施設の就業規則などを遵守する。

(6) 職場体験中に事故が発生した場合には、速やかに受入施設に報告し、その指示に従う。

8 事故への対応

事故等への対応は、次のとおりとする。

(1) 保険への加入

万一の事故に備え、職場体験者には、県社協が加入手続きを行い保険に加入する。なお、保険料は、県社協が負担するものとする。

なお、受入施設等や学校での保険対応でも可能とする。

(2) 本会への報告

職場体験中に事故が発生した場合、職場体験を実施している施設長は直ちに適切な対応を執り、県社協会長に「職場体験の事故報告書」(様式7)を提出する。

9 職場体験受入費用について

職場体験受入費用は、次のとおりとする。

(1) 県社協は、職場体験受入費用として、受入施設等に対し、下記により支払うこととする。

受入の規模		※1人(団体)1日につき	
		半日コース(4時間以内)	1日コース(8時間以内)
個人		3,000円	6,000円
団体	5名以内	1,500円/1人	2,500円/1人
	6名以上	5,000円/1団体	10,000円/1団体

(2) 職場体験実施に係る必要な昼食代、交通費等は、職場体験者の自己負担とする。

10 その他

(1) 「教員免許状取得希望者に対する介護等体験」に係る学生及び各種資格(介護職員初任者研修等)取得のための実習生の受け入れは、本事業の対象外とする。

(2) 調整が必要な事項が生じた時は、その都度関係者で協議し対応する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。